

排出事業者向け 電子マニフェスト導入実務説明会



一般社団法人埼玉県環境産業振興協会 実務研修会
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター

目 次

1. 電子マニフェスト制度
2. 電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較
3. 電子マニフェストシステムへのアクセス方法
4. 電子マニフェストの特徴とメリット
5. 電子マニフェスト導入までの流れ
6. 電子マニフェストに関する行政報告



一般社団法人埼玉県環境産業振興協会 実務研修会
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター

1

電子マニフェスト制度

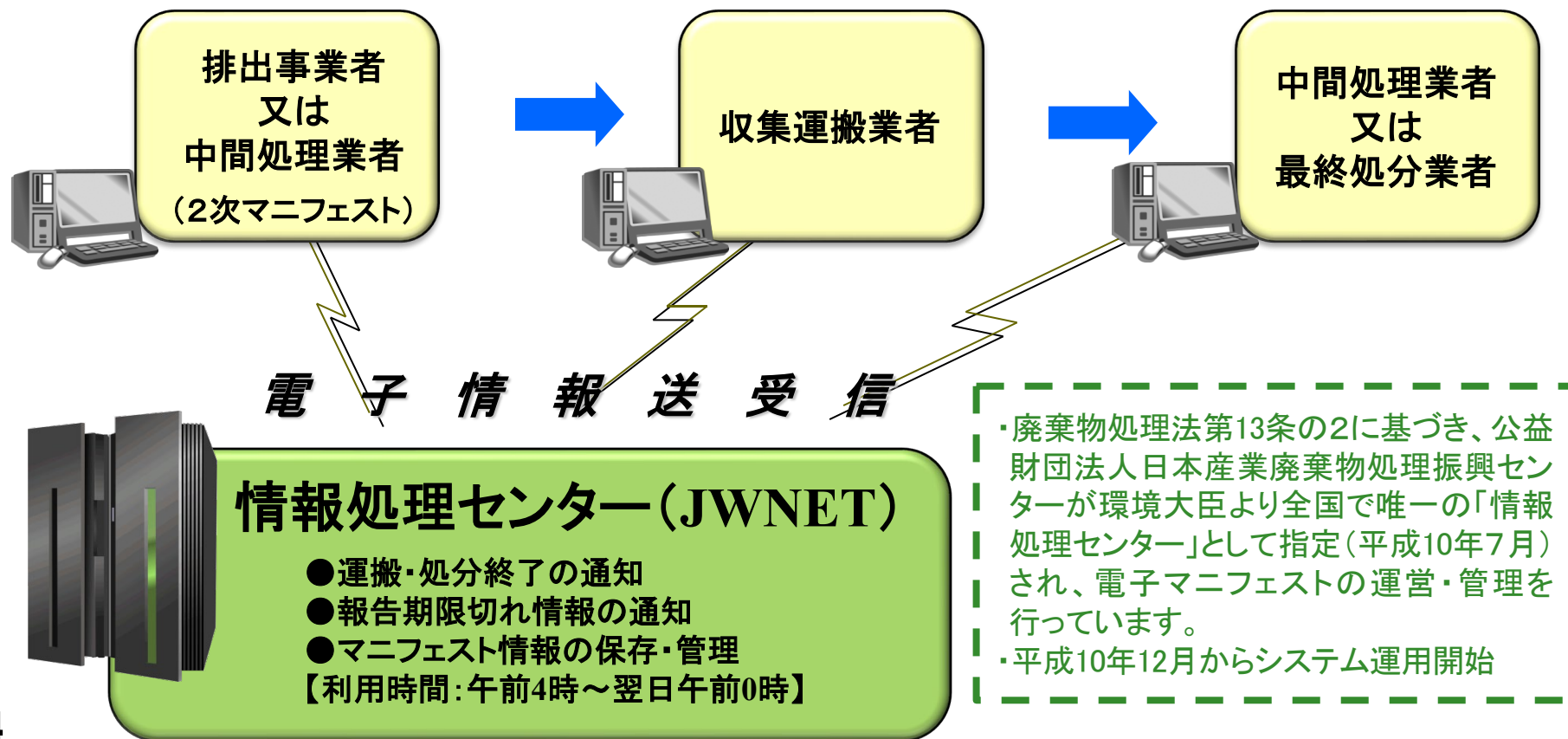


一般社団法人埼玉県環境産業振興協会 実務研修会
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター

電子manifestとは・・・

電子manifestは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークで、manifest情報を電子化してやりとりする仕組みです。

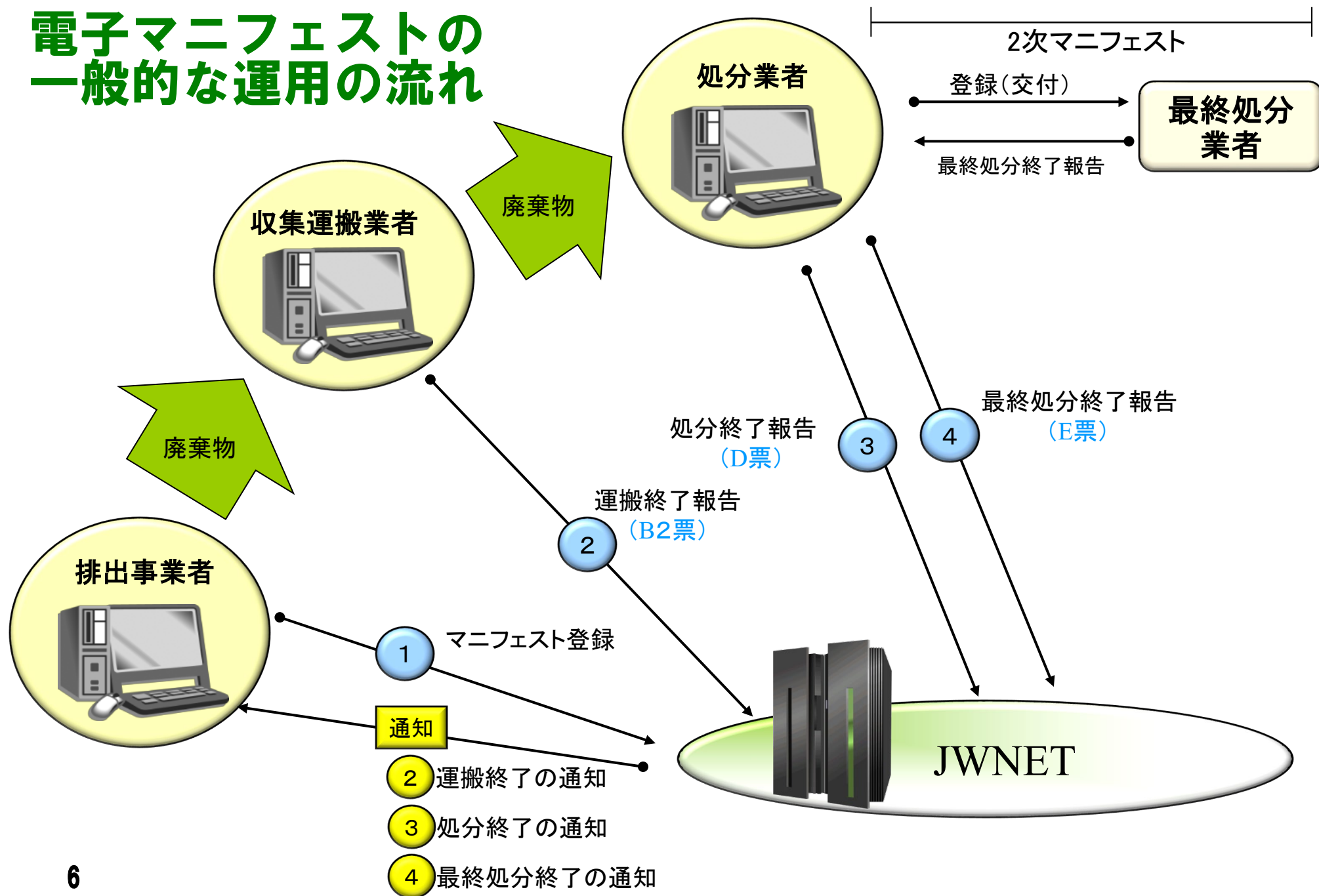
排出事業者、収集運搬業者、処分業者の
3者の加入が必要



電子マニフェストの運用ケース



電子 manifests の一般的な運用の流れ



2

電子マニフェストと 紙マニフェストの運用比較



一般社団法人埼玉県環境産業振興協会 実務研修会
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター

排出事業者における運用比較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの交付・登録	○廃棄物を収集運搬業者または処分業者に引渡しした日から、3日以内※にマニフェスト情報をJWNETに登録 ※3日以内には以下の①～③は含まれません。 ①廃棄物を引渡しした日 ②土日及び祝日(国民の休日) ③年末・年始(12月29日～1月3日) 以下、同様。	廃棄物を収集運搬業者または処分業者に<u>引渡しと同時に</u>、マニフェストを交付
処理終了確認	JWNETからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の<u>通知(電子メール等)や一覧表により確認</u>	○運搬終了報告:B2票とA票を<u>照合して確認</u> ○処分終了報告:D票とA票を<u>照合して確認</u> ○最終処分終了報告:E票とA票を<u>照合して確認</u>
マニフェストの保存	マニフェストの<u>保存が不要</u> (JWNETが保存、5年分は照会・ダウンロード可能)	○交付したマニフェストA票を5年間保存 ○収集運搬業者及び処分業者より送付されてきたB2票、D票、E票を5年間保存
産業廃棄物管理票交付等状況報告	都道府県・政令市に排出事業者からの<u>報告は不要</u> (JWNETが報告)	報告書を作成し、都道府県・政令市に排出事業者が<u>自ら報告書を提出</u>

参考 登録期限3日とは

3日の数え方

引渡日は3日間に含めず、月曜日に廃棄物を引渡したときは、木曜日までに登録してください。

← 登録期間 →

月曜日 ★引渡日	火曜日 1日目	水曜日 2日目	木曜日 3日目
-------------	------------	------------	------------

ケース1：金曜日に廃棄物を引渡した場合

土日は3日間の期間に含まれないため、水曜日までに登録してください。

← 登録期間 →

金曜日 ★引渡日	土曜日	日曜日	月曜日 1日目	火曜日 2日目	水曜日 3日目
-------------	-----	-----	------------	------------	------------

ケース2：金曜日に廃棄物を引渡し、火曜日が祝日の場合

土日、祝日は3日間の期間に含まれないため、木曜日までに登録してください。

← 登録期間 →

金曜日 ★引渡日	土曜日	日曜日	月曜日 1日目	火曜日 (祝日)	水曜日 2日目	木曜日 3日目
-------------	-----	-----	------------	-------------	------------	------------

9 ※ 廃棄物を引渡した当日、及び日土日、祝日でもマニフェストデータの登録・報告は可能

3

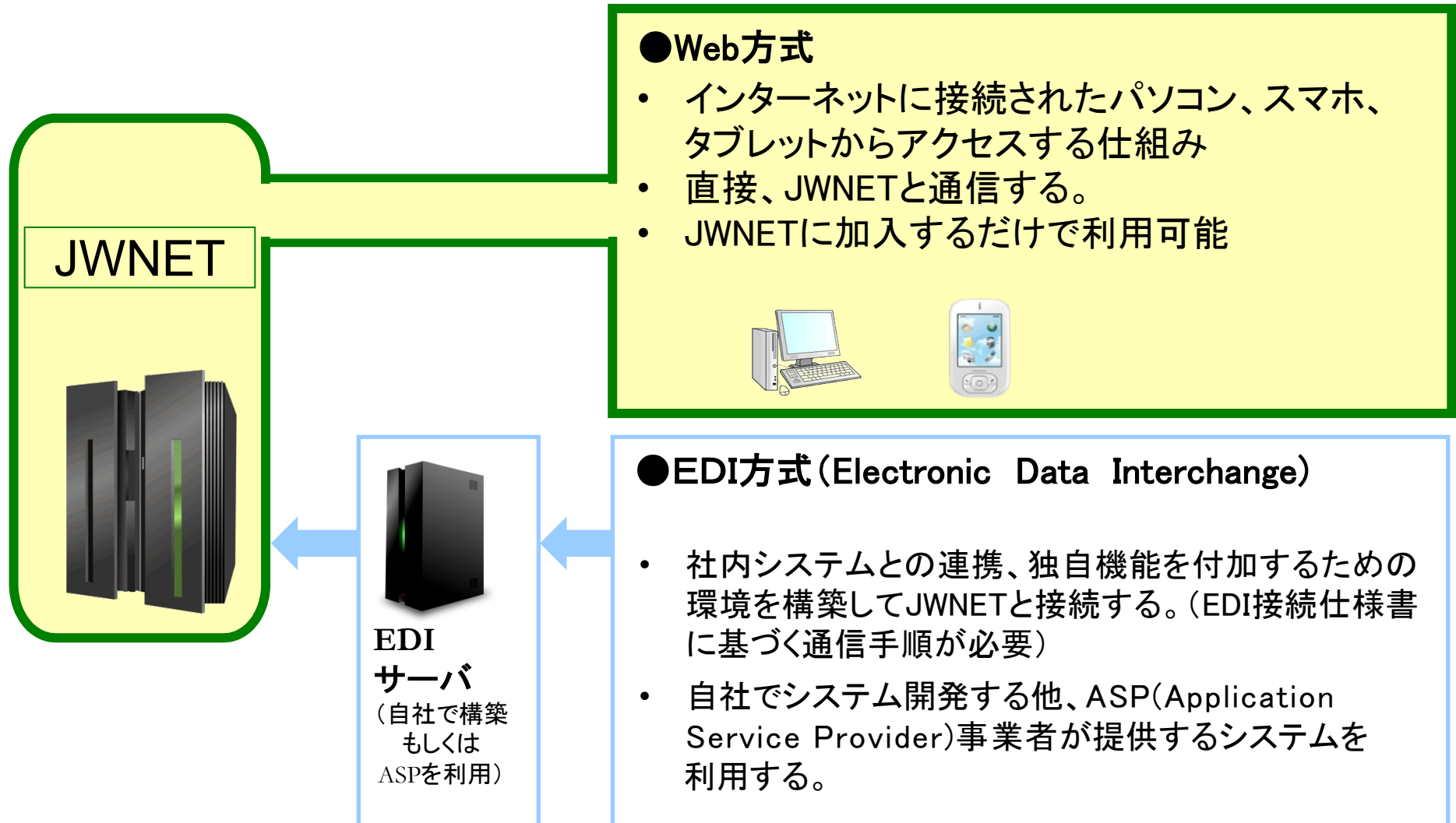
電子マニフェストシステムへのアクセス方法 (JWNET=電子マニフェストシステム)



一般社団法人埼玉県環境産業振興協会 実務研修会
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター

電子マニフェストシステムへのアクセス方法

電子マニフェストシステム(JWNET)へのアクセス方法は、Web方式、EDI方式があります。



Web方式（JWNETホームページからアクセス）

電子Manifesto(Web方式)の操作は、JWNETホームページからログインし、インターネット上で行います。

Web方式は全ての加入者が利用可能です



電子Manifestoシステム（排出事業者）

新規登録

登録

ボタン選択

登録情報

登録日時

登録場所

登録番号

登録番号1

登録番号2

登録番号3

登録番号4

登録番号5

登録番号6

登録番号7

登録番号8

登録番号9

登録番号10

登録番号11

登録番号12

登録番号13

登録番号14

登録番号15

登録番号16

登録番号17

登録番号18

登録番号19

登録番号20

登録番号21

登録番号22

登録番号23

登録番号24

登録番号25

登録番号26

登録番号27

登録番号28

登録番号29

登録番号30

登録番号31

登録番号32

登録番号33

登録番号34

登録番号35

登録番号36

登録番号37

登録番号38

登録番号39

登録番号40

登録番号41

登録番号42

登録番号43

登録番号44

登録番号45

登録番号46

登録番号47

登録番号48

登録番号49

登録番号50

登録番号51

登録番号52

登録番号53

登録番号54

登録番号55

登録番号56

登録番号57

登録番号58

登録番号59

登録番号60

登録番号61

登録番号62

登録番号63

登録番号64

登録番号65

登録番号66

登録番号67

登録番号68

登録番号69

登録番号70

登録番号71

登録番号72

登録番号73

登録番号74

登録番号75

登録番号76

登録番号77

登録番号78

登録番号79

登録番号80

登録番号81

登録番号82

登録番号83

登録番号84

登録番号85

登録番号86

登録番号87

登録番号88

登録番号89

登録番号90

登録番号91

登録番号92

登録番号93

登録番号94

登録番号95

登録番号96

登録番号97

登録番号98

登録番号99

登録番号100

登録番号101

登録番号102

登録番号103

登録番号104

登録番号105

登録番号106

登録番号107

登録番号108

登録番号109

登録番号110

登録番号111

登録番号112

登録番号113

登録番号114

登録番号115

登録番号116

登録番号117

登録番号118

登録番号119

登録番号120

登録番号121

登録番号122

登録番号123

登録番号124

登録番号125

登録番号126

登録番号127

登録番号128

登録番号129

登録番号130

登録番号131

登録番号132

登録番号133

登録番号134

登録番号135

登録番号136

登録番号137

登録番号138

登録番号139

登録番号140

登録番号141

登録番号142

登録番号143

登録番号144

登録番号145

登録番号146

登録番号147

登録番号148

登録番号149

登録番号150

登録番号151

登録番号152

登録番号153

登録番号154

登録番号155

登録番号156

登録番号157

登録番号158

登録番号159

登録番号160

登録番号161

登録番号162

登録番号163

登録番号164

登録番号165

登録番号166

登録番号167

登録番号168

登録番号169

登録番号170

登録番号171

登録番号172

登録番号173

登録番号174

登録番号175

登録番号176

登録番号177

登録番号178

登録番号179

登録番号180

登録番号181

登録番号182

登録番号183

登録番号184

登録番号185

登録番号186

登録番号187

登録番号188

登録番号189

登録番号190

登録番号191

登録番号192

登録番号193

登録番号194

登録番号195

登録番号196

登録番号197

登録番号198

登録番号199

登録番号200

登録番号201

登録番号202

登録番号203

登録番号204

登録番号205

登録番号206

登録番号207

登録番号208

登録番号209

登録番号210

登録番号211

登録番号212

登録番号213

登録番号214

登録番号215

登録番号216

登録番号217

登録番号218

登録番号219

登録番号220

登録番号221

登録番号222

登録番号223

登録番号224

登録番号225

登録番号226

登録番号227

登録番号228

登録番号229

登録番号230

登録番号231

登録番号232

登録番号233

登録番号234

登録番号235

登録番号236

登録番号237

登録番号238

登録番号239

登録番号240

登録番号241

登録番号242

登録番号243

登録番号244

登録番号245

登録番号246

登録番号247

登録番号248

登録番号249

登録番号250

登録番号251

登録番号252

登録番号253

登録番号254

登録番号255

登録番号256

登録番号257

登録番号258

登録番号259

登録番号260

登録番号261

登録番号262

登録番号263

登録番号264

登録番号265

登録番号266

登録番号267

登録番号268

登録番号269

登録番号270

登録番号271

登録番号272

登録番号273

登録番号274

登録番号275

登録番号276

登録番号277

登録番号278

登録番号279

登録番号280

登録番号281

登録番号282

登録番号283

登録番号284

登録番号285

登録番号286

登録番号287

登録番号288

登録番号289

登録番号290

登録番号291

登録番号292

登録番号293

登録番号294

登録番号295

登録番号296

登録番号297

登録番号298

EDI方式とは

どのような場合に利用するか

電子マニフェストをより便利に使いたい、WEB版にない機能を使いたい場合に、自社の運用に合わせて設計された画面から電子マニフェストを利用することができる。

自社構築とASP利用

JWNET加入者

【自社でEDIサーバを構築】

- ・ 自社の運用に合わせた機能・画面を構築可能。
- ・ 自社の基幹システムとの連携も可能。
- ・ EDI連携のためのシステム構築が必要。
- ・ WEB版との併用も可能。



EDI連携

EDI連携

JWNET



ASP

サービス
提供会社

契約



JWNET加入者

【第三者提供サービスを介して利用】

- ・ 業界別に使いやすい機能・画面を提供する会社(ASP)と契約することで利用可能。
- ・ WEB版との併用も可能。

4

電子マニフェストの 特徴とメリット



一般社団法人埼玉県環境産業振興協会 実務研修会
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター

電子マニフェスト導入のメリット

電子マニフェストには、電子化の特性である「**情報共有**」と「**情報伝達の効率化**」により、情報管理の合理化が進み、以下のメリットがあります。

＜導入のメリット＞

(1) 事務処理の効率化(事務負担の軽減)

(2) 法令遵守(コンプライアンス)

(3) データの透明性

(1) 事務処理の効率化（事務負担の軽減）

効率化のポイント

- ① 操作が簡単で手間がかからない
- ② マニフェストの保存が不要
- ③ 廃棄物の処理状況の確認が容易
- ④ 終了報告の返送の手間を省くことができる(処理業者)
- ⑤ 過去5年間の登録したマニフェスト情報を容易に照会
- ⑥ 照会したマニフェスト情報のダウンロード(集計・加工)が可能
- ⑦ 産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要

(1) 事務処理の効率化 (事務負担の軽減)

マニフェスト情報の照会一覧

マニフェスト情報の照会一覧

1 / 1ページ

ページを
500件

表示

(合計件数)

No.	一括選択	登録の状態	確認期限	▲ マニフェスト番号 ▼	運搬	処分	最終	▲ 引渡し日 ▼	廃棄物の大分類名称	廃棄物の数量	
1	☐	登録		12552565506	●	●	●	2021/04/13	廃プラスチック類	100.000 t	○
2	☐	登録		12552565517	●	●	●	2021/04/13	汚泥 (泥状のもの)	22.000 t	○
3	☐	登録		12552565539	●	●	●	2021/04/13	廃プラスチック類	100.000 k g	○
4	☐	登録		12552565540	●	●	●	2021/04/13	廃プラスチック類	587.000 t	○
5	☐	登録	間近	12552565641				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 k g	○
6	☐	登録	間近	12552565797				2020/04/21	がれき類 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	100.000 k g	JW
7	☐	登録		12552565922		●	●	2021/04/23	廃プラスチック類	1.000 k g	JW
8	☐	登録	間近	12552565933		●		2021/04/23	廃プラスチック類	1.000 k g	JW
9	☐	登録		12552565955		●	●	2021/04/27	廃プラスチック類	11.000 k g	廻
10	☐	登録		12552565966		●	●	2021/04/27	廃プラスチック類	11.000 k g	廻
11	☐	登録	間近	12552565988		●		2021/04/28	廃プラスチック類	20.000 k g	JW
12	☐	登録		12552567069				2021/01/12	汚泥 (泥状のもの)	12.000m 3	JW
13	☐	登録		12552567081				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 k g	JW
14	☐	登録		12552567092				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 k g	JW

< 戻る

受渡確認票印刷

一覧表印刷

マニフェスト情報照会結果項目 (402項目)

終了報告が返っている場合は「●」で表示。

データをダウンロードし、集計・帳票作成が可能。

(1) 事務処理の効率化 (事務負担の軽減)

ダウンロードしたマニフェスト情報

マニフェスト番号	引渡し日	排出事業者の加入者番号	排出事業者の名称	排出事業場の名称	廃棄物の種類 (大分類名称)	廃棄物の数量	廃棄物の数量単位 (名称)
12552562873	2021/1/19	1101144	株式会社〇〇△△製作所	〇〇駅前ビル解体工事 廃プラ	廃プラスチック類	1	t
12552562996	2021/1/13	1101144	株式会社〇〇△△製作所	新井工業	汚泥 (泥状のもの)	12	t
12552563009	2019/11/8	1101144	株式会社〇〇△△製作所	JW〇〇架橋 がれき類	がれき類 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	100	k g
12552563223	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	廃プラスチック類	15	t
12552563234	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	東京都埼玉県	燃え殻	9	t
12552563245	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	廃プラスチック類	2	t
12552563256	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	木くず	6	t
12552563267	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	紙くず	98	m 3
12552563278	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	廃酸	50	m 3
12552563289	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	廃プラスチック類	25	t
12552563290	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	木くず	66	t
12552563302	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	紙くず	22	m 3
12552563313	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	廃酸	654	m 3
12552563324	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場茨城	廃プラスチック類	36	t
12552563335	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	廃プラスチック類	258	t
12552563346	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場茨城	廃プラスチック類	100	t
12552563447	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	現場新井工場	木くず	321	t
12552563470	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	東京都埼玉県	燃え殻	765	t
12552563481	2021/1/31	1101144	株式会社〇〇△△製作所	東京都埼玉県	燃え殻	321	t
12552564437	2021/3/3	1101144	株式会社〇〇△△製作所	JW〇〇架橋999	汚泥 (泥状のもの)	12	t
12552564640	2019/11/8	1101144	株式会社〇〇△△製作所	JW〇〇架橋999	廃プラスチック類	100	k g
12552565506	2021/4/13	1101144	株式会社〇〇△△製作所	〇〇駅前ビル解体工事 廃プラ	廃プラスチック類	100	t
12552565517	2021/4/13	1101144	株式会社〇〇△△製作所	〇〇県立体育館改修工事	汚泥 (泥状のもの)	22	t

電子マニフェストと紙マニフェストの 事務処理費用の比較（例）

●M社（製造業）における電子マニフェスト導入効果例

M社グループ全体（30社）で、3,000時間/年、約1,000万円/年の削減

紙マニフェスト運用の労務工程	
業務	時間
①紙マニフェスト 発行業務	2,600
②紙マニフェスト 管理業務	500
③紙マニフェスト 交付等状況報告業務	300
合計	3,400

電子マニフェスト運用の労務工程	
業務	時間
①電子マニフェスト 発行業務	250
②電子マニフェスト 管理業務	150
③電子マニフェスト 登録等状況報告業務	0
合計	400



(2) 法令遵守 (コンプライアンス)

(2) 法令遵守 (コンプライアンス)

- ①法で定める必須項目をシステムで管理しているため、法定項目の入力漏れがない
(入力漏れがあると登録・報告ができません)
- ②マニフェスト紛失の心配がない(保存義務を遵守)
- ③運搬終了、処分終了、最終処分終了に関する報告をマニフェスト情報の照会機能(一覧)や通知情報(電子メール)で確実に確認
- ④排出事業者の処理終了確認期限(※)が近付いた場合や、確認期限が切れた場合に、警告表示し、注意喚起

※ 処理終了報告の確認期限

- ・運搬終了・処分終了の確認期限をチェック(90日、特管60日以内)
- ・最終処分終了報告の確認期限のチェック(180日以内)

(2) 法令遵守 (コンプライアンス)

マニフェスト情報の照会一覧

1 / 1ページ ページを 500件 表示 (合計件数)

照会結果一覧											
No.	一括選択	登録の状態	確認期限	マニフェスト番号	運搬	処分	最終	引渡し日	廃棄物の大分類名称	廃棄物の数量	
1	☐	登録		12552565506	●	●	●	2021/04/13	廃プラスチック類	100.000 t	OC
2	☐	登録		12552565517	●	●	●	2021/04/13	汚泥 (泥状のもの)	22.000 t	OC
3	☐	登録		12552565539	●	●	●	2021/04/13	廃プラスチック類	100.000 k g	OL
4	☐	登録		12552565540	●	●	●	2021/04/13	廃プラスチック類	587.000 t	OC
5	☐	登録	間近	12552565641				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 k g	OL
6	☐	登録	間近	12552565797				2020/04/21	がれき類 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	100.000 k g	JW
7	☐	登録		12552565922		●	●	2021/04/23	廃プラスチック類	1.000 k g	JW
8	☐	登録	間近	12552565933		●		2021/04/23	廃プラスチック類	1.000 k g	JW
9	☐	登録		12552565955		●	●	2021/04/27	廃プラスチック類	11.000 k g	超時
10	☐	登録		12552565966		●	●	2021/04/27	廃プラスチック類	11.000 k g	超時
11	☐	登録	間近	12552565988		●		2021/04/28	廃プラスチック類	20.000 k g	JW
12	☐	登録		12552567069				2021/01/12	汚泥 (泥状のもの)	12.000m ³	JW
13	☐	登録		12552567081				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 k g	JW
14	☐	登録		12552567092				2019/11/08	廃プラスチック類	100.000 k g	JW

戻る 受渡確認票印刷 一覧表印刷 マニフェスト情報照会結果項目 (402項目)

確認期限まで30日を切ると「間近」と表示。

(3) データの透明性

(3) データの透明性

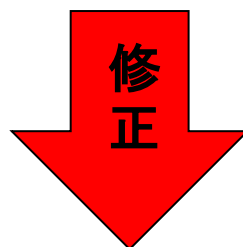
- ①排出、収集、処分の3者が常に最新のマニフェスト情報の閲覧・監視
 - ・ 3者で情報を閲覧するため、誤りを見つけやすい
 - ・ 修正・取消は関係者の承認が必要であり、1者が勝手にデータの修正や取消ができない。
- ②本社・支店(環境管理部門)において、全国各地の排出事業場(工事現場、工場等)のマニフェスト情報が閲覧可能
- ③マニフェスト情報は第3者である情報処理センターが管理・保存
 - ・ マニフェスト情報を5年間保存
 - ・ セキュリティも万全

(3) データの透明性

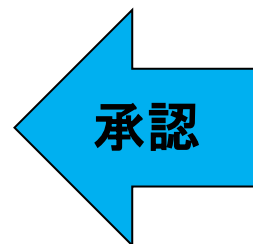
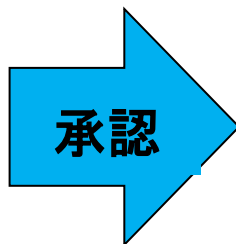
排出事業者がマニフェスト情報を修正した場合、収集運搬業者と処分業者の承認が必要



排出事業者



収集運搬業者



JWNET



処分業者

(3) データの透明性

排出事業者が自ら登録したマニフェスト情報の修正・取消を行った場合

	排出事業者	収集運搬業者	処分業者
マニフェスト情報の 修正・取消	修正者 (修正・取消の操作が必要)	報告済みの場合は承認が必要 (未報告の場合は不要)	報告済みの場合は承認が必要 (未報告の場合は不要)

収集運搬業者が運搬終了報告の修正・取消を行った場合

	排出事業者	収集運搬業者	処分業者
運搬終了報告の 修正・取消	承認が必要	修正者 (修正・取消の操作が必要)	承認は不要

処分業者が処分終了報告の修正・取消を行った場合

	排出事業者	収集運搬業者	処分業者
処分終了報告の 修正・取消	承認が必要	承認は不要	修正者 (修正・取消の操作が必要)

マニフェスト情報の確認と確定情報

- 電子マニフェスト情報は次の条件をすべて満たす場合、「確定情報」として管理され、修正・取消等の操作を行うことができません。

確定情報になる条件

- ・マニフェスト情報登録日より180日以上経過している。
- ・運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告のすべてが終了している。
- ・修正・取消の要請状態ではない。
- ・最終更新日より10日以上経過している。

- 廃棄物の量や単位(kgと t の間違い)など、マニフェストの内容の確認を定期的に行ってください。

⇒ マニフェスト情報に誤りがあるまま「確定情報」になってしまった場合、マニフェスト登録等状況報告の内容変更を所定様式(書面)で当該自治体に報告する必要があります。

5

電子マニフェスト 導入までの流れ



一般社団法人埼玉県環境産業振興協会 実務研修会

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター

電子マニフェスト導入の流れと検討・確認事項

導入手順

STEP1	パソコン環境と取引先企業の加入確認
STEP2	加入の単位の検討
STEP3	利用する料金区分の選択
STEP4	運用方法の検討 1. 受渡確認伝票(書面)の活用 2. マニフェスト登録する日時 3. 数量確定者
STEP5	加入手続きと試行運用
STEP6	事前準備と確認事項

STEP1

パソコン環境と取引先企業の加入確認

1. 電子マニフェスト導入に必要なパソコンの利用推奨環境

パソコンOS	ブラウザ(下記、最新版)
Windows 10(デスクトップモード)	Internet Explorer Microsoft Edge Google Chrome Firefox ESR
Mac X	Safari Firefox ESR

➤ 上記は当センターで動作確認済みの環境であり、動作を保証するものではありません。
➤ 2021年4月末現在(最新の利用推奨環境はJWNETホームページで確認してください)

2. 取引先企業の加入確認(JWNETホームページの加入者検索機能を利用)

排出事業者、委託先の収集運搬業者及び処分業者が電子マニフェストを導入しているか確認が必要

※優良認定処理業者は、電子マニフェストに加入しています。

(優良産廃処理業者認定制度は通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です)

JWNETホームページの加入者検索機能



廃棄物処理法に基づく
電子マニフェスト

加入申し込み



電子マニフェストとは

電子マニフェストの運用

説明会・マニュアル

システム関連情報

各種お手続き料金

よくあるご質問

[トップページ](#) >
 [電子マニフェストとは](#) >
 [加入者検索](#) >
 収集運搬業者の検索

加入者名、住所、許可を受けた自治体などからJWNETに加入している収集運搬業者を検索することができます。

加入者名	 ※加入者名はあいまい検索が可能ですので、分かっている範囲だけの入力でも検索できます。
住所(都道府県を検索)	指定しない ▼ ※「住所」は加入手続時に登録した加入者住所です。
許可番号(下6桁)	 ※許可番号はあいまい検索が可能ですので、分かっている範囲だけの入力でも検索できます。
許可主体:都道府県	指定しない ▼
許可主体:政令市	指定しない ▼ ※「許可主体 都道府県」、「許可主体 政令市」は収集運搬業を許可した自治体を示しています。(環境省の産業廃棄物処理業者情報検索システムの情報を_usingしています)
優良性評価結果	指定しない ▼ ※優良性評価結果については、「公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団」より情報の提供を受けて掲載しています。

検索する

電子マニフェストとは

マニフェスト制度とは

電子マニフェストの仕組み

導入のメリット

紙マニフェストとの運用比較

アクセス方法

登録件数・電子化率

情報処理センターの役割

加入者検索

届出事業者の検索

収集運搬業者の検索

処分業者の検索

自治体への報告

- 情報の公開を承諾した加入者のみ検索可能
- 委託先処理業者に確認するのが確実

区 分	公 開
収集運搬	16,386
処 分	7,657

(2021年7月12日現在)

STEP2

加入の単位の検討

● 排出事業者

加入の単位は、任意です。

排出事業場単位、排出事業場を管轄する本社や支店・営業所等の単位で加入できます。

例) 製造業の場合: 工場単位で加入

建設業の場合: 排出事業場(工事現場)を管轄する本社、
または支店で加入

● 収集運搬業者

加入の単位は、任意ですが、一般に業者単位で加入されています。

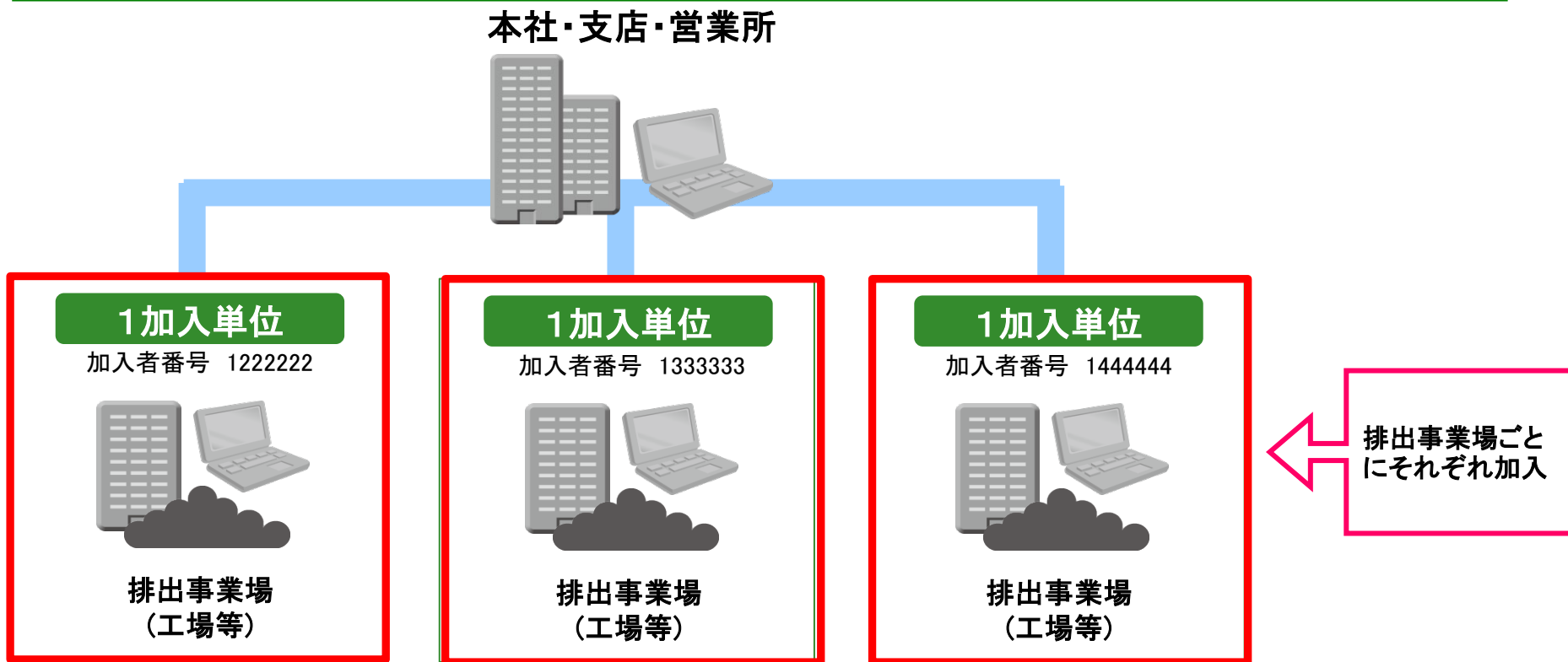
1社で複数、加入することもできます。

● 処分業者

加入の単位は、処分事業場単位となります。

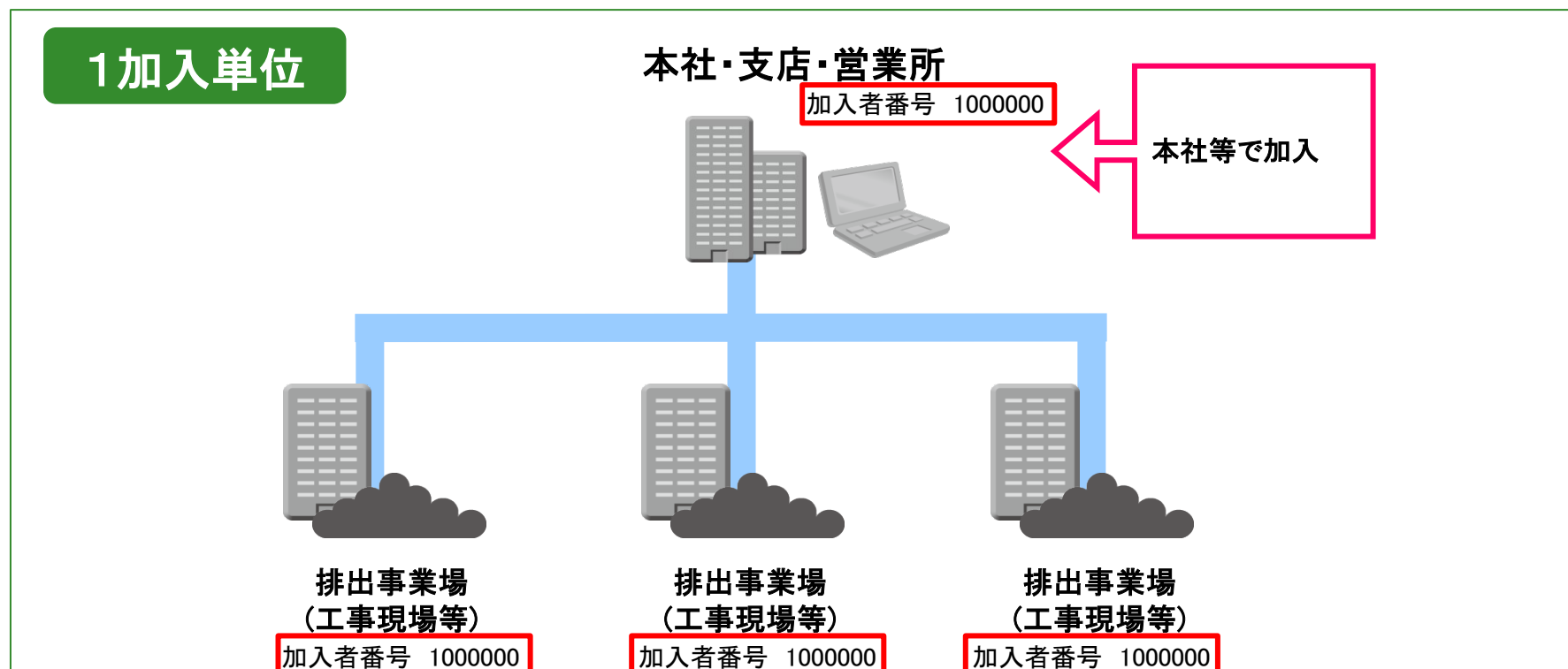
同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合は1加入で対応できます。

排出事業者の加入例①（排出事業場毎に加入）



- 排出事業場単位で加入し、それぞれの排出事業場で電子マニフェストを管理する、一般的な加入方法です。
- マニフェスト登録件数の多い場合に適した運用方法で、製造業（工場）や小売業（店舗）等で多く用いられています。

排出事業者の加入例②（本社・支店・営業所で加入）

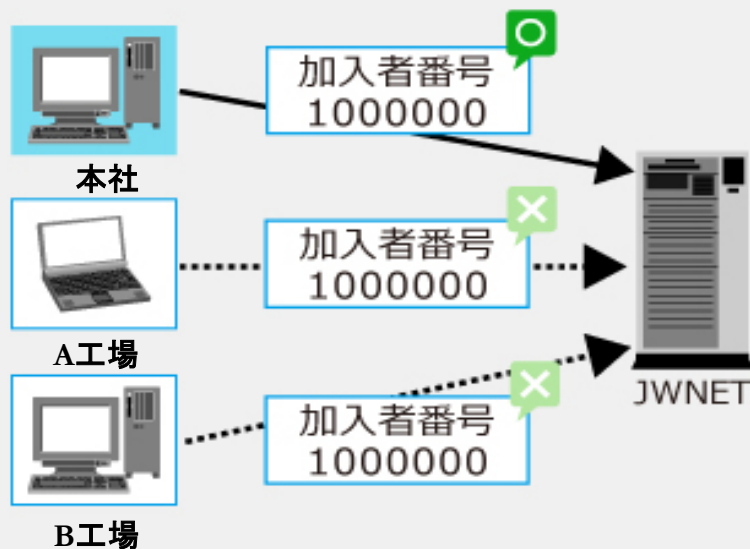


- 本社・支店・営業所（以下、本社等）の単位で加入し、本社等が電子 manifests を管理します。
- 建設業で多く用いられている運用方法です。
- 工事現場等で、インターネット環境が整っていない場合に適用されています。

サブ番号の活用（1加入で複数同時ログイン）

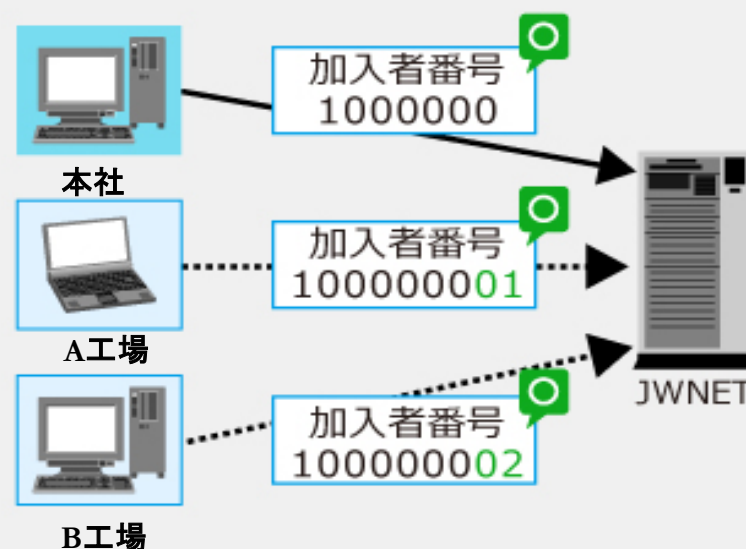
- JWNETは、同一の加入者番号で同時にログインできるユーザー数は1人のみです。
- 加入者サブ番号を作成することにより、同時に複数のユーザがログインできます。
- 1加入で最大99個の加入者サブ番号を作成できます。
（1加入で最大100ユーザまで同時ログインが可能）
- 加入者サブ番号の作成による、追加料金は発生しません。

〈同じ加入者番号で同時にログインした場合〉



2台目以降はログイン不可

〈加入者サブ番号でログインした場合〉



「加入者サブ番号」を使用すれば、複数のユーザーが同時にログインすることが可能

運用比較のまとめ

区 分	加入例①(複数加入)	加入例②(1加入)
マニフェスト情報の閲覧	・各加入単位(各排出事業場)マニフェスト情報を登録 ・他の加入(排出事業場)のマニフェスト情報はシステム上で共有できない	・加入は本社でも、各排出事業場(サブ番号)でも、すべてのマニフェスト情報を閲覧可能 ・本社と各排出事業場でマニフェスト情報は共有 ・各排出事業場(他のサブ番号)のマニフェスト情報を共有しているため、誤って他の排出事業場のマニフェスト情報を、修正・取り消さないように注意が必要
基本設定	・各加入単位(各排出事業場)で基本設定する。	・各排出事業場(サブ番号)の基本設定情報を共有することも、サブ番号ごとに個別設定することも可能
通知情報	・他の排出事業場の通知情報は届かない。	・通知情報も共有されるため、他の排出事業場(他のサブ番号)の通知情報も届いてしまう。
料金の請求	・各加入単位(各排出事業場)に請求	・本社に請求(1加入分の請求) ・各排出事業場(サブ番号ごと)の利用料金内訳は閲覧できない。

STEP3

利用する料金区分の選択

②利用料金－排出事業者－1

税込

料金区分	A料金	B料金	団体加入料金 (C料金)※
基本料 (年額)	26,400円	1,980円	—— (令和4年4月から110円予定)
使用料 (登録情報1件につき)	11円	(90件までは無料) 91件目から 22円	22円
メリットがある 年間登録件数	2,401件～	～2,400件	——

団体加入(C料金)とは

一定の条件を満たすことで、加入者の基本料金の支払いが免除される排出事業者の料金体系。マニフェストを利用した分だけの課金となるため、マニフェスト登録件数が少ない排出事業者も加入しやすい。

※ 令和4年4月から利用料金を改定する予定です。

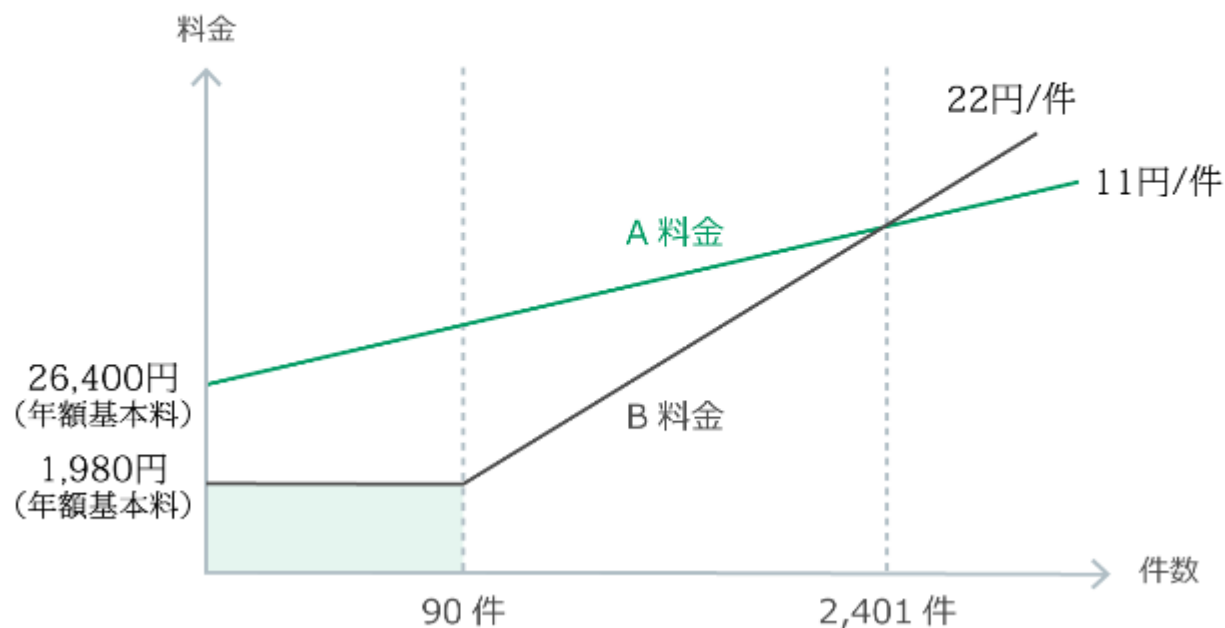
基本料 無料→110円

使用料 22円→22円(5件までは無料 6件目から22円)

②利用料金－排出事業者-2

A料金とB料金の比較イメージ

対象： 排出事業者、処分業者（2次登録機能の利用） ※下図は排出事業者の場合



参考 1

利用料金の支払いについて

1. 請求時期

【基本料】排出・収集・処分 共通

新規加入者	利用開始の翌月に基本料を請求します。
既加入者	当該年度の4月上旬に請求します。

【使用料】排出及び処分(2次登録A・B)のみ

A料金加入者	A料金の使用料は6月、9月、12月、3月の月末で精算し、当該月を含む過去3ヶ月分を、その翌月上旬に請求します。
B料金加入者	B料金の使用料は、3月31日で精算し、登録(予約登録、取消を含む)件数90件(加入初年度は利用開始月によって件数が変わります。)を超えて使用した分を次年度の4月上旬に請求します。
C料金加入者	C料金は1年間分(4月～3月)を3月末で精算し、利用代表者へ4月に請求します。

2. 支払時期

支払方法	支払時期	例
振込の方	請求の翌月の月末	4月請求⇒5月31日までにお振込み
引落の方	請求の翌月8日に自動引落し	4月請求⇒5月8日に自動引落し

※請求書及び口座振替通知書はJWNET(マイページ)からダウンロードしてください。

参考 2 請求書(口座振替通知書)印刷

請求書は、JWNETログイン後、マイページから印刷できます。

印刷する前に作成依頼が必要です。依頼後15分～30分後に印刷できます。

- ①JWNETポータル→マイページ→加入証/登録証・請求書等印刷をクリック
- ②請求書等作成依頼をクリックし、対象の年月を選択→実行ボタンをクリック
- ③30分後に帳票印刷から対象の請求書を印刷できます。

ユーザー名: 事務 太郎 ユーザーID: 1101125 加入者名称: 受入環境部出06 ログイン時刻: 2017/06/06 11:56:29

メニュー
マニフェスト情報
マニフェスト管理(登録・設定・通知)
行政報告
マイページ
パスワード変更
加入証/登録証・請求書等印刷
加入者情報管理
加入者サポート
電子媒体提供サービス
承諾

お知らせ (0件)
お知らせ情報は0件です。

新着情報 (3件)
重要 お知らせ 平成29年度電子マニフェスト登録等状況報告書(平成28年実績)の提供開始について
重要 お知らせ 電子マニフェスト登録等状況報告書(平成28年度)のお知らせ
お知らせ テスト
新着情報をもっと見る >

請求書等作成依頼
請求書/口座振替通知書作成依頼
対象年月: 選択してください
実行

年月を選択

加入者管理システム
v11.0-v31.0
ユーザー名: 事務 太郎 ユーザーID: 加入者名称: ログイン時刻: 2015/06/10 10:47:39

メニュー
加入証/登録証・請求書等印刷
請求書等作成依頼
加入証/登録証
帳票印刷

帳票印刷
帳票一覧

No.	帳票種類	ファイル名	説明
1	加入のお知らせ	RZYUOSHIRASE_00000000.pdf	
2	加入証/登録証	KANYUSHO_00000000.pdf	
3	請求書/口座振替通知書	SEIKYUSHO_00000000.pdf	yyyy年MM月分

30分後に請求書が印刷できる

STEP4

運用方法の検討

電子マニフェスト運用を円滑に実施するため、排出事業者、収集運搬業者、処分業者間で、以下の項目について検討・調整し、ルール化しておく有効です。

【検討すべき事項】

- (1) 受渡確認票(伝票)の活用
- (2) マニフェスト登録する日時
- (3) 数量確定者

(1) 受渡確認票（伝票）の活用

電子マニフェストの運用においても、法令に基づき紙の伝票が活用されています。
以下の役割・用途で伝票（書面）が利用されています。

① 廃棄物の受渡し確認の記録としての役割

- ・ 廃棄物の受渡しの控え、処分業者受入時の確認用書面

② マニフェスト登録・処理終了報告の入力用原票としての役割

- ・ パソコンに情報を入力する際の作業用伝票

③ 収集運搬業者が運搬時に携帯する書面としての役割

- ・ 運搬途中、警察等からの検問に対する荷物の証明
- ・ 法令で定める産業廃棄物の運搬車に備え付ける書面（電子情報でも可）

受渡確認票とは・・・

- 受渡確認票は任意の伝票であり、法で規定する様式はありません。また保存義務等はありません。
- この受渡確認票は、上記③の用途から収集運搬業者が持参・準備するケースが多くなっています。
- 予約登録（後述）することにより、受渡確認票（伝票）は電子マニフェストシステムから印刷できます。

①廃棄物の受渡し確認の記録としての役割

排出事業場で廃棄物を引渡すとき、処分場へ搬入するときの確認用に使います。

排出事業場での確認



処分場搬入時の確認



② マニフェスト登録・処理終了報告の入力用原票としての役割

現場で引き渡した廃棄物の内容を、事務所に戻って電子マニフェストに入力する際のメモとして活用します。



排出事業場



事務所に持ち帰って入力



事務所

③運搬車両における書類の携帯義務について (電子マニフェストを利用している場合)

産業廃棄物の運搬車は、次のような書面の備え付け(携帯)が義務づけられています。

①許可証(写し)

②電子マニフェスト加入証(写し)

③次の事項を記載した書類(電子情報でも可)

- ・ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ・ その運搬を委託した者の氏名又は名称
- ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・ 積載した事業場の名称、連絡先
- ・ 運搬先の事業場の名称、連絡先



※環境省ホームページ(書面の携行について):

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/pamph/03.pdf>

留意点

- 処理業者が携帯する許可証の写しは必ずしも原本と同じ大きさでなくとも問題ありません。
- ③の書類の様式は問いません(上記事項を網羅することは必要)。
- 上記③の事項が携帯端末などによって常に確認できる状態であれば、③の書面は不要です。

【独自の受渡確認票の例１】

受渡確認票							
引渡し日		引渡担当者		入力担当者			
マニフェスト番号		連絡番号1		連絡番号2		連絡番号3	
排出事業者		〒					
	電話番号		FAX				
店舗名称 (排出事業場)		〒					
排出現場コード		電話番号		FAX			
収集運搬業者							
品目	名称	荷姿	数量	単位	確定数量	単位	処分方法
汚泥		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
廃油		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
金属くず		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
廃プラスチック類		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
紙くず		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
金属くず		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
ガラス・コンクリート・陶磁 器くず		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
安定型混合廃棄物		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
廃電気機械器具		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
		バラ ドラム缶 袋 コンテナ		kg m3 個 台		kg m3 個 台	
処分業者							
備考							

【独自の受渡確認票の例２（３連）】

電子マニフェスト(JWNET) 受渡確認票（排出事業者）																																																																	
連絡番号		①		②		③																																																											
引渡し日		年 月 日		引渡し 担当者																																																													
排出事業者		氏名又は名称		電話番号		FAX																																																											
排出事業場		氏名又は名称		電話番号		FAX																																																											
収集運搬業者		氏名又は名称		電話番号		FAX																																																											
処分事業場		氏名又は名称		電話番号		FAX																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>品目</th> <th>名称</th> <th>荷姿</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>確定数量</th> <th>単位</th> <th>処分方法</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>バラ ドラム缶</td> <td></td> <td>t ml</td> <td></td> <td>kg m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>袋 コンテナ</td> <td></td> <td>個 台</td> <td></td> <td>kg m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>バラ ドラム缶</td> <td></td> <td>t ml</td> <td></td> <td>kg m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>袋 コンテナ</td> <td></td> <td>個 台</td> <td></td> <td>kg m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>バラ ドラム缶</td> <td></td> <td>t ml</td> <td></td> <td>kg m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td>袋 コンテナ</td> <td></td> <td>個 台</td> <td></td> <td>kg m3</td> <td></td> </tr> </table>										品目	名称	荷姿	数量	単位	確定数量	単位	処分方法	1		バラ ドラム缶		t ml		kg m3		2		袋 コンテナ		個 台		kg m3		3		バラ ドラム缶		t ml		kg m3		4		袋 コンテナ		個 台		kg m3		5		バラ ドラム缶		t ml		kg m3		6		袋 コンテナ		個 台		kg m3	
品目	名称	荷姿	数量	単位	確定数量	単位	処分方法																																																										
1		バラ ドラム缶		t ml		kg m3																																																											
2		袋 コンテナ		個 台		kg m3																																																											
3		バラ ドラム缶		t ml		kg m3																																																											
4		袋 コンテナ		個 台		kg m3																																																											
5		バラ ドラム缶		t ml		kg m3																																																											
6		袋 コンテナ		個 台		kg m3																																																											

電子マニフェスト(JWNET) 受渡確認票（収集運搬業者）																																																																	
連絡番号		①		②		③																																																											
引渡し日		年 月 日		引渡し 担当者																																																													
排出事業者		氏名又は名称		電話番号		FAX																																																											
排出事業場		氏名又は名称		電話番号		FAX																																																											
収集運搬業者		氏名又は名称		電話番号		FAX																																																											
処分事業場		氏名又は名称		電話番号		FAX																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>品目</th> <th>名称</th> <th>荷姿</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>確定数量</th> <th>単位</th> <th>処分方法</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>バラ ドラム缶</td> <td></td> <td>t ml</td> <td></td> <td>kg m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>袋 コンテナ</td> <td></td> <td>個 台</td> <td></td> <td>kg m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>バラ ドラム缶</td> <td></td> <td>t ml</td> <td></td> <td>kg m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>袋 コンテナ</td> <td></td> <td>個 台</td> <td></td> <td>kg m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>バラ ドラム缶</td> <td></td> <td>t ml</td> <td></td> <td>kg m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td>袋 コンテナ</td> <td></td> <td>個 台</td> <td></td> <td>kg m3</td> <td></td> </tr> </table>										品目	名称	荷姿	数量	単位	確定数量	単位	処分方法	1		バラ ドラム缶		t ml		kg m3		2		袋 コンテナ		個 台		kg m3		3		バラ ドラム缶		t ml		kg m3		4		袋 コンテナ		個 台		kg m3		5		バラ ドラム缶		t ml		kg m3		6		袋 コンテナ		個 台		kg m3	
品目	名称	荷姿	数量	単位	確定数量	単位	処分方法																																																										
1		バラ ドラム缶		t ml		kg m3																																																											
2		袋 コンテナ		個 台		kg m3																																																											
3		バラ ドラム缶		t ml		kg m3																																																											
4		袋 コンテナ		個 台		kg m3																																																											
5		バラ ドラム缶		t ml		kg m3																																																											
6		袋 コンテナ		個 台		kg m3																																																											

電子マニフェスト(JWNET) 受渡確認票（処分業者）																																																																	
連絡番号		①		②		③																																																											
引渡し日		年 月 日		引渡し 担当者																																																													
排出事業者		氏名又は名称		電話番号		FAX																																																											
排出事業場		氏名又は名称		電話番号		FAX																																																											
収集運搬業者		氏名又は名称		電話番号		FAX																																																											
処分事業場		氏名又は名称		電話番号		FAX																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>品目</th> <th>名称</th> <th>荷姿</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>確定数量</th> <th>単位</th> <th>処分方法</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>バラ ドラム缶</td> <td></td> <td>t ml</td> <td></td> <td>kg m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>袋 コンテナ</td> <td></td> <td>個 台</td> <td></td> <td>kg m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>バラ ドラム缶</td> <td></td> <td>t ml</td> <td></td> <td>kg m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>袋 コンテナ</td> <td></td> <td>個 台</td> <td></td> <td>kg m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>バラ ドラム缶</td> <td></td> <td>t ml</td> <td></td> <td>kg m3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td>袋 コンテナ</td> <td></td> <td>個 台</td> <td></td> <td>kg m3</td> <td></td> </tr> </table>										品目	名称	荷姿	数量	単位	確定数量	単位	処分方法	1		バラ ドラム缶		t ml		kg m3		2		袋 コンテナ		個 台		kg m3		3		バラ ドラム缶		t ml		kg m3		4		袋 コンテナ		個 台		kg m3		5		バラ ドラム缶		t ml		kg m3		6		袋 コンテナ		個 台		kg m3	
品目	名称	荷姿	数量	単位	確定数量	単位	処分方法																																																										
1		バラ ドラム缶		t ml		kg m3																																																											
2		袋 コンテナ		個 台		kg m3																																																											
3		バラ ドラム缶		t ml		kg m3																																																											
4		袋 コンテナ		個 台		kg m3																																																											
5		バラ ドラム缶		t ml		kg m3																																																											
6		袋 コンテナ		個 台		kg m3																																																											

※受渡確認票のサンプルはJWNETホームページからダウンロードできます。

【JWNETで出力できる受渡確認票】

電子マニフェストシステム(JWNET)

受渡確認票

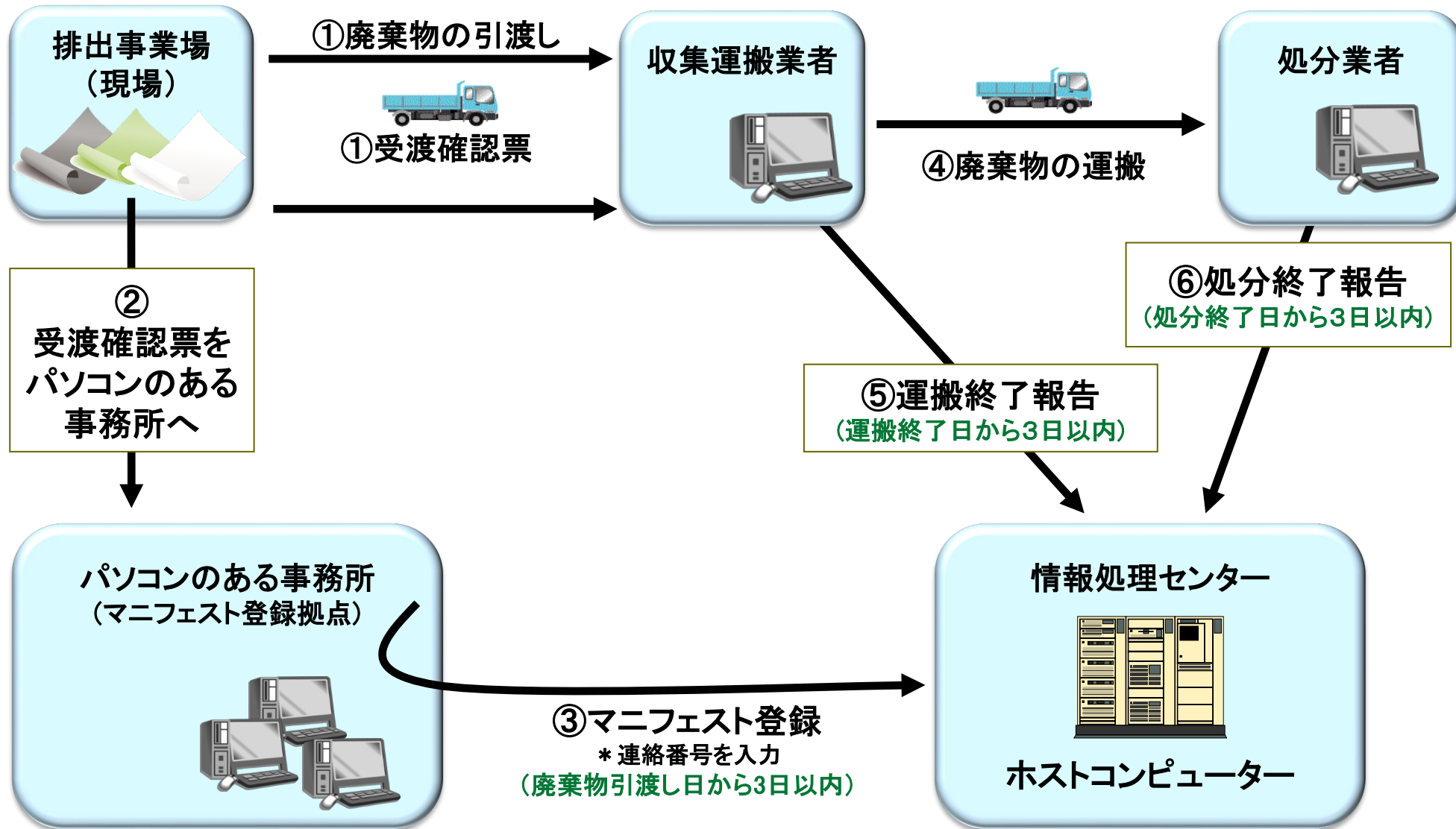


a 1 2 5 5 2 4 0 6 2 3 0 a

マニフェスト番号	12552406230		登録の状況	予約登録		引渡し日	2020/08/11		引渡し担当者		
	連絡番号1				連絡番号2			連絡番号3			
排出事業者	氏名又は名称 株式会社受入環境排出19					排出事業場	名称 随町工場				
	住所 〒						所在地 〒				
	電話番号 03-9999-9999 加入者番号 1103163						電話番号 11111				
産業廃棄物	種類 0600000 廃プラスチック類					数量 100,000 kg		積定数量			
	(太分県名 株式会社プラスチック類)					荷姿 パラ		数量の確定者 処分業者			
	有害物質 放射線物質対象外										
中間処理産業廃棄物	産業物の名称										
最終処分場所(予定)	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)										
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 株式会社受入環境収運219					運搬先の事業場	名称				
	住所 〒						所在地				
	電話番号 03-9999-9999 加入者番号 2022130 許可番号 152501						電話番号				
	備考					運搬方法		車両番号(排出)			
						運搬量		運搬担当者			
処分業者	氏名又は名称 株式会社受入環境処分報告登録3119					処分事業場	名称 テスト処分場				
	住所 〒						所在地 〒				
	電話番号 03-9999-9999 加入者番号 3016679 許可番号 153502						電話番号				
	備考					報告区分		処分方法		処分終了日	
						有価物拾集量		運搬終了日			
最終処分の場所(実績)	所在地(名称[電話番号])					処分担当者					
						受入量					
						最終処分終了日					
備考1											
備考2											
備考3											
備考4											
備考5											

予約登録を活用する場合、事前に予約登録を行い、廃棄物引渡し時に、予め受渡確認票を出力し準備します。

マニフェスト登録の運用例 (受渡確認票は排出事業者が準備)



(2) マニフェスト登録する日時

- ①排出事業者がマニフェスト登録しないと、収集運搬業者、処分業者はそれぞれ運搬終了報告、処分終了報告ができません。
- ②収集運搬業者、処分業者は、いつマニフェスト登録されるかわからないと、その都度、照会画面やメールでマニフェスト登録されているか確認しなければなりません。
- ③「いつ(例えば、廃棄物を引渡した翌日の午前中など)」マニフェスト登録するかをルール化することにより、収集運搬業者、処分業者は、運搬終了、処分終了の報告を円滑に行うことができます。

マニフェスト登録忘れにご注意！

※ 排出事業者がマニフェスト登録したことを知らせるメールを処理業者側で受信することもできます。



③数量確定者

廃棄物数量は、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者がそれぞれ入力できる項目があります。

①排出事業者 : 数量(必須)

②収集運搬業者 : 運搬量(任意)(1区間～5区間)

③処分業者 : 受入量(任意)

排出事業者が3者の中から選択した数量確定者の入力した廃棄物数量が、確定値となり都道府県等に報告される数量となります。

③数量確定者

産業廃棄物情報入力

産業廃棄物情報

廃棄物の種類	廃プラスチック類			一覧
廃棄物の大分類名称	廃プラスチック類			
廃棄物の名称				一覧
数量	10	単位	t	
荷姿	フレコンバック	荷姿の数量		
数量の確定者	処分業者			
有害物質	有	排出事業者	有害物質 2	(選択なし)
	有	収集運搬業者(区間1)	有害物質 4	(選択なし)
	有	収集運搬業者(区間2)		(選択なし)
	有	収集運搬業者(区間3)		
	有	収集運搬業者(区間4)		
		収集運搬業者(区間5)		
		処分業者		

産業廃棄物情報の入力時に
数量の確定者を選べます。

【例】数量確定

例1 数量確定者：排出事業者

数量確定者 ▶

排出事業者（マニフェスト登録）
数 量： 4m³（必須項目）

収集運搬業者（運搬終了報告）
運搬量： 入力せず

処分業者（処分終了報告）
受入量： 2t

確定数量： 4m³
（排出事業者が入力した数量）

例2 数量確定者：処分業者

数量確定者 ▶

排出事業者（マニフェスト登録）
数 量： 4m³（必須項目）

収集運搬業者（運搬終了報告）
運搬量： 入力せず

処分業者（処分終了報告）
受入量： 2t

確定数量： 2t
（処分業者が入力した数量）

※数量確定者になっている運搬業者、処分業者があえて「運搬量」、「受入量」を入れずに報告をした場合、排出事業者の「数量」が確定数量となります。

※確定数量の単位が m³、リットル、個・台等の場合、自動的に重量換算係数を乗じてトンに換算されたうえで、行政報告されます。

STEP5

加入手続きと試行運用

(1) 加入手続き

JWNETホームページから加入申し込みをしていただくことができます。

初日の作業

① JWNETホームページから
『氏名』『メールアドレス』を入力

② 『仮ユーザーID』と『申込用仮パスワード』が届く(※1)

③ ログインし会社情報等を入力し『加入申込申請』
ボタンをクリック

翌日の作業

① 上記③『加入申込申請』をクリックすると翌営業日『加入手続き完了のお知らせ(1/2、2/2)』というメールが2通届く

② 『加入手続き完了のお知らせ』
・メール(1/2): 加入者番号
・メール(2/2): 仮パスワード

③ ②受領した加入者番号【メール(1/2)】と仮パスワード【メール(2/2)】(※2)でログインし『利用開始の設定』をクリック

※1『仮ユーザーID』『申込用仮パスワード』は『加入申込申請』ボタン押下後は使用しません。

※2 仮パスワードは任意のパスワードに書換えを行います。

最短で翌営業日から利用できるようになります。

(2) 試行運用

一度にすべての紙マニフェストを電子化するよりも、一部分(一部の支店、工場、処理業者など)から試行運用し、運用方法を確認してから順次全社に広げていくとスムーズに導入できます。

STEP6

事前準備と確認事項(排出・収集・処分)

加入後、実際にmanifestの登録・報告をする前に、登録・報告時に必要な情報(排出事業場や担当者等)を設定する必要があります。取引先へ問合せが必要なものもありますので、事前に準備をしておくことをお勧めします。

区分	基本設定項目 (必須項目◎)	設定内容と準備
排出事業者	収集運搬業者設定◎	委託先の収集運搬業者の「加入者番号」と「公開確認番号※」が必要です。事前に収集運搬業者に問合せてください。
	処分業者設定◎	委託先の処分業者の「加入者番号」と「公開確認番号※」が必要です。事前に処分業者に問合せてください。
	排出事業場設定◎	排出事業場の名称や所在地・電話番号等を設定します。
	担当者設定◎	引渡し担当者の氏名を設定します。
	廃棄物の種類設定◎	委託する廃棄物の種類を一覧画面から選択します。
収集運搬業者	担当者設定◎	運搬担当者の氏名を設定します。
	車両番号設定	運搬車の車両番号を報告する場合は設定します。
処分業者	担当者設定◎	処分担当者の氏名を設定します。
	最終処分事業場設定 (処分報告の報告区分を「最終」で報告する場合は不要です。)	最終処分事業場の事業場名称や所在地・電話番号等を設定します。

※収集運搬業者と処分業者にはJWNETに加入すると、加入者番号の他に「公開確認番号」が付与されます。排出事業者が加入者番号と公開確認番号を設定画面に入力することで、情報処理センターから業者情報を取得できます。

6

電子マニフェストに関する 行政報告

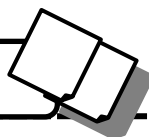


一般社団法人埼玉県環境産業振興協会 実務研修会

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター

排出事業者のマニフェストに関する行政への報告

紙マニフェスト利用者



排出事業者は事業場ごとに産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)交付等に関する報告書(様式3号:規則第8条の27)を管轄の都道府県・政令市に提出しなければなりません。

電子マニフェスト利用者

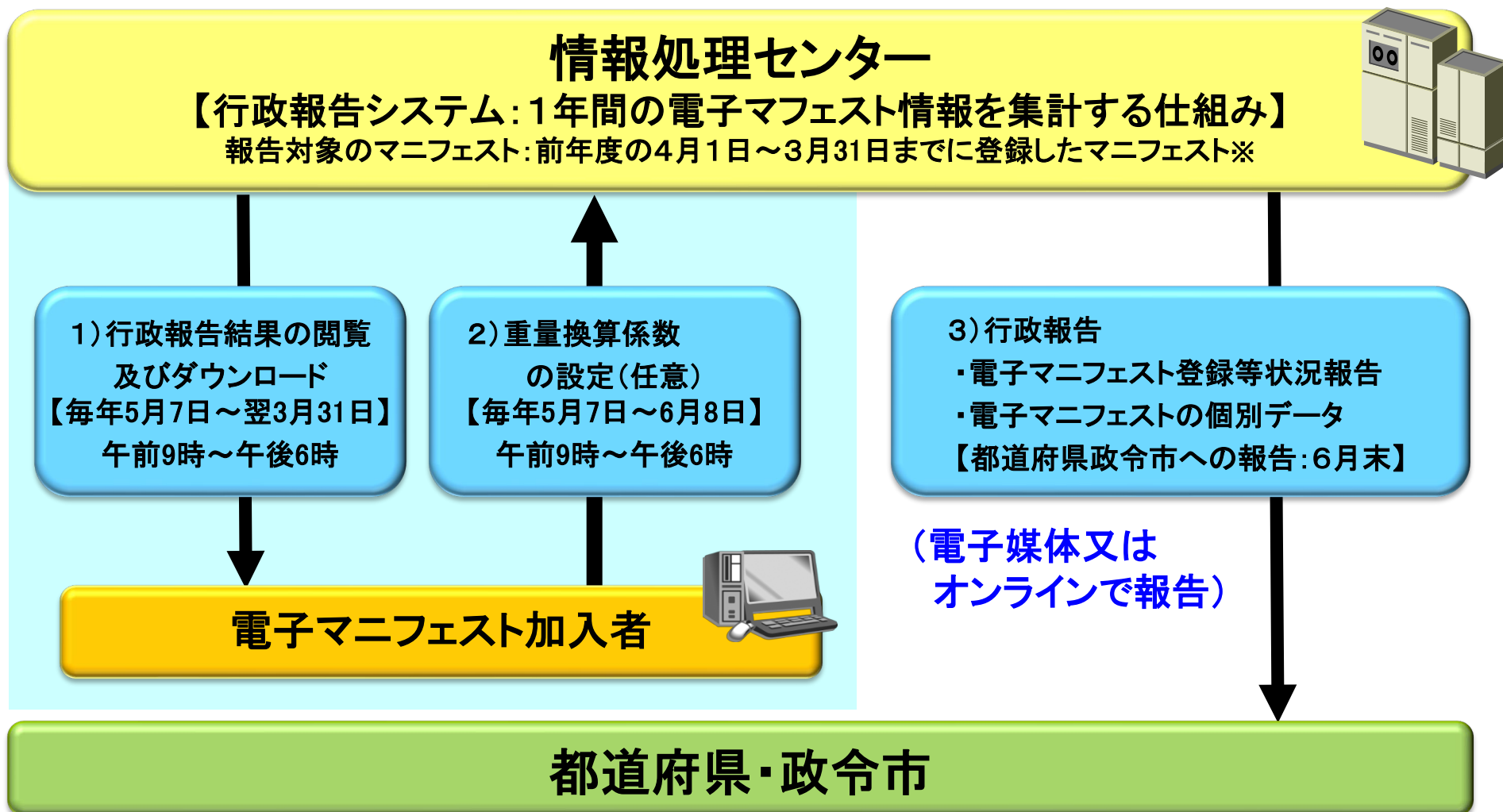


電子マニフェスト登録分は情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、排出事業者の報告が不要



情報処理センターは、排出事業者が前年度1年間(前年4月1日～当年3月31日)に登録したマニフェスト情報(予約登録情報は対象外)について、毎年6月30日までに「電子マニフェスト登録等状況報告書」を自治体に報告。(法第12条の5第9項)

都道府県・政令市に対する 電子マニフェスト情報登録等状況報告の仕組み



電子マニフェスト登録等状況報告スケジュール（排出事業者）

期間	内容
毎年4月1日 ～4月25日	報告対象のマニフェストの修正・取消ができます (確定情報を除く)。 これ以降に行った修正・取消は電子マニフェスト登録等状況報告には反映されません。
毎年5月7日 ～6月8日	重量換算係数の設定ができます(任意)。 マニフェスト情報の廃棄物の確定数量を「容量」や「個・台」で入力している場合は、あらかじめ設定された重量換算係数を用いて自動的に重量(t)に換算されますが、加入者で独自の換算係数を設定することもできます。
6月末	排出事業場を所管する自治体に情報処理センターが報告をします(排出事業者で操作する必要はありません)。 ※自治体に報告した旨をJWNETホームページに掲載
毎年5月7日 ～翌3月31日	電子マニフェスト登録等状況報告をダウンロードすることができます。